

|         |   |                         |
|---------|---|-------------------------|
| 16      | 生活文化局   | 消費者教育による主体的に行動できる消費者の育成 |
| 事業概要    | <p>都民が消費生活において必要な知識や判断力を習得し「自立した消費者」として主体的に行動できる消費者の育成を目指し、消費者教育の教材作成・提供や各種講座の開催、区市町村の消費者教育推進に向けた支援を実施している。</p>   |                         |
| これまでの経過 | <p>○消費者教育教材の作成</p> <p>(1) Web版消費者教育読本<br/>学校での消費者教育の推進を図るため、児童・生徒自身が消費生活の当事者としての意識を持ち、社会の中で主体的に判断し行動できる力を身に付けるための教材としてWeb版の消費者教育教材を作成し、ホームページ「東京くらしWEB」で公開している。</p> <p>(2) 消費者教育DVD<br/>家庭・地域・学校等における消費者学習に活用できる「楽しくわかりやすい教材」として、消費者教育DVDを作成し、区市町村や図書館、学校等に配布している。</p> <p>○教育講座の実施</p> <p>(1) 啓発講座<br/>身近で話題性のあるテーマを取り上げ、参加者が講義や実験を通じて消費者問題についての知識を得て、消費者意識を向上させ、消費者の権利を自覚することを目的として講座を開催している。</p> <p>(2) 消費者問題マスター講座<br/>消費者問題について体系的に学ぶことにより、地域や職場などでの消費者教育等の推進について中心的な役割を果たすことのできる人材の育成を目的として連続講座を実施している。</p> <p>(3) 消費者問題教員講座<br/>夏休み期間中に、教員を対象として、学校における消費者教育に必要な知識を提供するための講座を実施している。</p> <p>(4) 多摩消費生活センター主催講座<br/>多摩消費生活センターにおいて、消費者が安心して生活するための基礎知識や消費者問題に関する体系的な知識を学ぶ消費者問題連続講座、調理実習設備を活用し地産地消をテーマとした食育講座、小学生とその保護者を対象とした親子夏休み講座を実施（令和2年度は冬期に開催）している。</p> <p>○出前講座・出前寄席の実施</p> <p>(1) 出前講座<br/>消費者問題に関する一定の知識を身に付けた東京都消費者啓発員（コンシェーマー・エイド）を事業者・事業者団体、町会・自治会、学校などが消費者問題についての講座を実施する際の講師として派遣する出前講座を実施している。</p> <p>(2) 出前寄席<br/>消費者に有益な情報を分かりやすく伝え、消費者被害の未然防止等を図るために、悪質商法の手口や実態、その対応策等を題材に、落語・漫才・コントを制作し、大学の落語研究会及び社会人ボランティアが演じる「出前寄席」を実施している。</p> <p>○区市町村の消費者教育推進の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村の消費者教育を推進していくために、区市町村における消費者教育推進地域協議会の設置支援を行っている。</li> <li>・ 多摩消費生活センターにおいて、多摩地域の市町村と共に消費生活講座を開催するとともに、必要に応じて講座企画に関する情報提供等の支援を実施している。</li> </ul> |                         |

|             |  |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
|-------------|--|------|--------------------|-------------|----|-----------|----|------|------|---------|----|-----------|----|
| 現在の進行状況     | <p>令和2年度の状況</p> <p>○消費者教育教材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月末現在、Web版消費者教育読本を8種類作成し、「東京くらしWEB」で公開している。</li> </ul> <p>○教育講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月末現在、オリンピック・パラリンピック開催予定のため当初計画において講座の規模を縮小していたが、さらに新型コロナウィルス感染症の影響により一部中止</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">啓発講座</td><td style="width: 70%;">5回（実験実習4回・多様な主体1回）</td></tr> <tr> <td>消費者問題マスター講座</td><td>0回</td></tr> <tr> <td>消費者問題教員講座</td><td>0回</td></tr> <tr> <td>食育講座</td><td>2テーマ</td></tr> <tr> <td>親子夏休み講座</td><td>0回</td></tr> <tr> <td>消費者問題連続講座</td><td>2回</td></tr> </table> <p>○出前講座・出前寄席の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月末現在、出前講座を80回、出前寄席を43回実施した。</li> </ul> <p>○区市町村の消費者教育推進の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進地域協議会の設置に向けた働きかけを実施している。</li> <li>・令和3年3月末現在、多摩地域の市町村との共催講座を12回実施した。</li> </ul> | 啓発講座 | 5回（実験実習4回・多様な主体1回） | 消費者問題マスター講座 | 0回 | 消費者問題教員講座 | 0回 | 食育講座 | 2テーマ | 親子夏休み講座 | 0回 | 消費者問題連続講座 | 2回 |
| 啓発講座        | 5回（実験実習4回・多様な主体1回）   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 消費者問題マスター講座 | 0回   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 消費者問題教員講座   | 0回   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 食育講座        | 2テーマ   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 親子夏休み講座     | 0回   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 消費者問題連続講座   | 2回   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 今後の見通し      | <p>○学識経験者や学校関係者の意見を踏まえた新規教材を作成するとともに、既存教材の活用促進を図っていく。</p> <p>○消費者を取り巻く環境や参加者のニーズなども踏まえた各種教育講座の実施を通して、自立した消費者の育成を図っていく。</p> <p>○消費者教育推進地域協議会の設置の働きかけや多摩地域の市町村との講座の共催など、区市町村の消費者教育推進に向けた支援を実施していく。</p>   |      |                    |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |
| 問い合わせ先      | 生活文化局 消費生活総合センター 活動推進課   | 電話   | 03-3235-1151       |             |    |           |    |      |      |         |    |           |    |